

消費生活緊急情報

第91号

令和6年6月19日

シロアリ駆除の点検商法にご注意！

【相談概要】

突然、業者が来訪してきて「以前、屋根を直した者だが、屋根を見てあげる」と言って家全体を見始めた。その後「屋根は問題ないが、床下は危ない」と言って、部屋の畳を勝手にあげ、床下の点検を始めた。「シロアリ駆除をしたほうがいい」と言われ、「検討したい」と伝えたが、業者は殺虫剤を撒き始めた。作業終了後、高額な契約書を書かされた。解約したい。

【アドバイス】

訪問販売の場合、契約から8日以内である場合はクーリング・オフを行うことができます。

突然訪問してきた業者には安易に点検させないようにしましょう。

シロアリ駆除を勧誘された場合は、すぐに契約せずに、複数社から見積を取るなど十分に検討しましょう。

不審に思ったり、困った場合は、すぐにお近くの消費生活センターへ相談しましょう。



★：相談発生地域

消費者ホットライン

い や や

局番なしの188

※お近くの消費生活相談窓口へつながります

茨城県消費生活センター

平日 9時から17時まで

日曜（電話のみ） 9時から16時まで

行方市消費生活センター